

告訴状

平成28年 5月10日

平成27年 6月 9日

東京地方検察庁 御中

告訴人

〒261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9

電話 090-4824-7899

職業 合同会社未来 代表

生年月日 昭和24年9月9日生

氏名 長野恭博 印

被告訴人

正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項 幫助罪

住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目6番2 アーバンネット麹町ビル3階

1) 弁護士 村上元茂 (大原法律事務所)

2) 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎

第1章. 告訴の趣旨

被告訴人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告訴人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を

乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

私達だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、私は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消することができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告訴人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえ、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、幫助罪の乱用で違法です。

不法就労の幫助理由に、（課長通達で要求された）「（内容虚偽の）雇用契約書」を正犯に提供したから、（法務大臣より裁量で）在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、（外務大臣より裁量で入国査証が得られ）日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・？因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか？この答えとして、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ！気をつけてくださいよ！」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしているのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告訴人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、
①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。
②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。
③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告訴状を提出いたします。

以下の被告訴人の所為は、正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪に該当する者と考えるので、被告訴人を厳罰に処することを求め告訴します。

第2章. 告訴事実

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月14日11時半頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思料されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思料されるとして、世田谷署において告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ない、その後も、月島署に移送して不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に留置中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告訴人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない、その後も、世田谷署及び荻窪署に移送して、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年6月16日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 上記の勾留請求に対し、平成22年6月24日頃、弁護人は、拘留取消の請求を東京地方裁判所へ請求し

たが、正犯の検察官は裁判官の意見の求めに対し、持っている職権を不法に乱用して、不法にも、取消を認めずの通知を発行させ、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

6. 正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬頃より、平成23年6月24日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行った。

そして又、弁護士は保釈請求を毎月のように請求するが、被告訴人は毎回、裁判官に保釈を認めない意見を出し、不法な保釈請求却下の通知書を発行させ、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

7. 正犯の裁判官は、平成22年6月14日逮捕の前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

8. 正犯の裁判官は、平成22年7月3日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

9. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等

の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

10. 正犯の裁判官は、平成22年7月5日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、荻窪書に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に 釈放されていたことは明らかであります。

11. 正犯の裁判官は、平成22年6月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑で、月島署に逮捕・監禁中の告訴人を、弁護人の請求する拘留取消請求を、検察官の意見を聴いた上として、不法な勾留請求を情により適法と認め、拘留取消請求を却下決定する通知を不法に発行することで、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

12. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助

罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったものです。

更に、弁護人が毎月のようにする保釈請求においても、又判決後も、毎回検察官の意見を聴いたうえとして、不法な内容虚偽の起訴を適法として扱い、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人に義務のない逮捕、監禁を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

尚、保釈請求の請求書は告訴人が、持っているだけでも下記があります。

平成22年10月8日 平成22年特(わ)第1655号

平成22年11月5日 平成22年特(わ)第1655号

平成22年12月9日 平成22年特(わ)第1655号

平成23年1月20日 平成22年特(わ)第1655号

平成23年5月17日 平成22年特(わ)第1655号

13. 正犯の裁判官(下記)は、平成22年6月14日頃より、平成23年6月24日頃保釈されるまで、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、東京拘置所に収監中の告訴人を、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入管法違反(資格外活動による不法就労)の幫助罪で公判中、弁護人の保釈請求(下記)に対し、検察官の内容虚偽の不法な起訴事実を、情により適法と認める審査をして、保釈請求を却下する通知を発行し、意思決定の自由を圧迫し、告訴人には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

記

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官 加藤雅寛

保釈請求を棄却した東京地裁の裁判官 川瀬孝史

保釈請求の準抗告を棄却した

平成22年8月31日 平成22年（む）第1989号

東京地裁の 裁判長 裁判官 楡井英夫 裁判官 青木美佳 裁判官 小島章朋

保釈請求の抗告を棄却した

平成22年12月20日 平成22年（く）第719号 抗告

東京高裁の 裁判長 裁判官 小倉正三 裁判官 岡田建彦 裁判官 江口和伸

平成23年2月24日 平成23年（く）第86号 抗告

東京高裁の裁判長 裁判官 井上弘通 裁判官 山本哲一 裁判官 守下実

平成23年5月30日 平成23年（く）第252号 抗告

東京高裁の裁判長 裁判官 飯田喜信 裁判官 山口雅高 裁判官 森善史

以上13件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

ビデオ撮影は、千葉市美浜区の告訴人の自宅前で、時間は、逮捕当日の10時から10時30分ごろです。逮捕は世田谷署で11時30分頃です。テレビのニュースは、各社とも12時前後のお昼のニュースです。したがって、逮捕前の情報がなければ、告訴人の自宅へくることもできず、逮捕前の映像を不法に撮影することも出来ませんし、ニュース記事はかけません。

警察と一体になっての違法撮影でも、ビデオ撮影後のニュース映像を、逮捕後すぐに放映することは不可能です。明らかに警察官らが、ニュース制作会社、テレビ局に、不法に虚偽情報を流し、そして警察の協力のもとに制作されています。

ニュース制作会社は、虚偽のニュース映像を制作し、テレビ局に販売し放映させることで、犯罪をなす捜査の警察官、検察官の逮捕・監禁、送検、起訴などの行為を疑念を持たれないように安易にし、一般の国民のみならず裁判官にも予断を与え、警察官、検察官のなす犯罪行為を公共の電波を使うことで犯罪を助長したものです。

尚、被告告訴人のする助長行為が、その後の裁判官に予断を与え、不法な所為がすべての裁判官に適法として扱われてたことから証左出来ます。

裁判官は、これだけの報道だから、マスコミでも法的調査は済んでるだろうとか、これだけの報道だから警察官、検察官に恥をかかせてはいけないなどの情により適法としたのであろうと推測できます。

3年間で1億円以上を稼いでいたと言う記事は、未だに会う人に言われますが、全く虚偽で、警察の取調べや公判でも出て来ません。一生言われるのだと思います。告訴人の説明は、自分勝手な言い訳としか受け止めてくれません。

なぜなら報道が虚偽報道をするはずはないし、もしそんなことをすれば処罰されるのに処罰されないのは、告訴人の言い訳だと陰で言うのです。

よって、犯行は計画的であり、警察官らは逮捕情報を漏洩し、ニュース制作会社と共謀し、不法な逮捕を正当化し、警察官らの犯罪を促進したものです。

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章. 告訴の趣旨で記載しましたが正犯の犯罪要旨を再掲します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告訴人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幫助者とすることで、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法 22 の 4 条の 4 により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和 58 年 10 月設立、資本金 16,492 万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とするので、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかつた、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消（第 22 条の 4 4 項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告訴人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、告訴人は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告訴人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

また、被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

よって、被告訴人の所為は、前記13件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法194条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法62条1項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成22年6月15日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、月島署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月4日前頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、荻窪署に逮捕監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告訴（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所

属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年7月24日頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、荻窪署に逮捕・監禁中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告訴（起訴）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成23年2月頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告訴人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、東京拘置所に収監中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告訴（論告求刑）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の弁護人 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、平成23年9月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、告訴人は何ら犯罪が思科されないし、犯罪所為をしていないにもかかわらず、東京地検の検察官に同調し情により、被告訴人は、不法就労した正犯が通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑で刑が確定しているので、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰していないので、告訴人を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることに同調

し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪として、保釈中の告訴人を入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助罪で、東京高等裁判所の控訴審公判で虚偽告訴（公訴棄却を求める請求）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告訴人の弁護士 村上元茂は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

尚、被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

なお、被告訴人の弁護士 村上元茂は控訴審においても、罪刑法定主義で控訴趣意書を書くようにとの告訴人の依頼を無視して、刑事訴訟法に反してというよりも理解できず、弁護士が適用法誤りを指摘していないので、最高裁で告訴人が指摘しても手遅れでした。これも罪刑法定主義です。

被告訴人の弁護士 村上元茂について、告訴人は、未必の故意以上の故意を感じます。

以上5件の告訴事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告訴の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、告訴人は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、被告訴人の不法な虚偽告訴は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告訴人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、告訴人は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告訴人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

また、被告訴人 大原法律事務所 代表者 弁護士 大原 誠三郎は、弁護士職務基本規定第五十五条に反し、所属 弁護士 村上元茂が弁護士職務基本規定を遵守するための必要な措置を怠ったとしか言えず同罪です。

よって、被告訴人の所為は、前記5件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

III. 悪質な故意のある犯罪行為 （告訴事実の故意について）

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論は**ぞっとします**。

正犯の虚偽告訴・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告訴人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。

在留できたので不法就労することが出来た。よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幫助罪にできることとなります。

もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告訴人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社が採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告訴人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。

それで、被告人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、幫助罪ですから「故意」が必要になります。それで、採用を任せられた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。

求人任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告訴人に流れたとでっち上げるのです。

被告人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きのお店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務のための資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告訴人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」であると断定したのです。

中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、**警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。**

被告訴人は、逮捕状や起訴状をみて、嘘偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。

被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人は、即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることから証左できます。

被告訴人は、嘘偽の雇用契約書を提供した者が刑法の幫助犯だとしても、なぜ雇用者（飲食店）が不法就労助長罪で逮捕されないのか、公判前にまったく正犯を追及していません、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消（22条の4）や不法就労助長罪（73条の2）の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、

不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠らなくて、職務を行うことは、適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることはありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告訴人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告訴人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告訴人や金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることから証左できます。

3. 被告訴人の幫助行為について故意

被告訴人である村上弁護士は、告訴人が逮捕された当日夜、入管法のコピー数枚を持って接見に来ている。入管法そのものは小さな法律です。

数回、読み返しても2、3時間もあれば法令調査は十二分に可能です。

この事件は、告訴人からすると事実関係を争うものではなく罪刑法定主義を争うものなので、弁護士職務基本規程）を遵守すれば、以後の公判、実刑などの悲劇は起きなかったのです。

告訴人の主張する、不法就労に対する幫助罪は不法就労助長罪しかない。在留資格を得るには入管法では必要に応じて事実調査を行い在留資格が付与されており、若し不正をしても在留資格取消処分です。などの主張に耳を傾け、入管法を冷静に熟読したり、

入管法に詳しい専門家に意見を聞くなりしていれば、
正犯の成した不法就労に対する幫助罪の逮捕理由である、
入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、適用法誤りはすぐに発見できたのです。

それを警察、検察の主張に傾注し幫助罪の犯罪構成要件における時間差論に独走して、
告訴人の主張を手続き論だとして耳を傾けなかったのです。

告訴人は法学については一般教養レベルであるが、サラリーマン時代から、中国貿易においては通産省に行き専門官などから指導を受け、関連する法律を確認しながら違反しないようにしてきました。企業経営においても、公開準備会社として法令遵守に気を配り、商法など専門家のセミナーにも通い、商法なども同様に確認し実践してきました。

入管法についても入管窓口などで教えを請い入管法などで確認しながら実務をしてきたので、
実務的には、弁護士（村上）より理解していたと思う。それで、入管法や入管法細則を東京拘置所に差し入れて欲しいと依頼するが、差し入れされたのは細則だけでした。

この習性は告訴人がコンピュータ技術者であったことによる。
理解するには、天井に届くほどの膨大な量のマニュアルを、何度も読まなければOS、言語を初め関連技術を習得出来なかったからです。そして告訴人は、システムエンジニア（SE）だったので、社内牽制におけるアプリケーション設計とは、職務基本規定や詳細規定を作ることだったからです。規定は作るだけでなく、日々の職務で実行することが必要であることを良く知っているからです。

もし被告人らが、弁護士法、弁護士職務基本規程にそって謙虚に職務を遂行していれば、適用法誤りは簡単に見つかり、被告人は、正犯の成した不法就労に対する幫助罪の逮捕理由である、
入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、適用法誤りを指摘し、罪刑法定主義の主張をして、弁護人の立場で正当な法律手続きをしていれば、告訴人はすぐに釈放されていたことは自明の理であります。

警察官、検察官、裁判官らの特別公務員の成す犯罪行為によって
何ら義務のない逮捕・監禁から法律的に開放できるのは弁護士だけであります。

入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、
適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、弁護士法、弁護士職務基本規程の定める、必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。
弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、弁護士が、弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、結果が見えている未必の故意であります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないだけでなく、刑事事件の弁護経験が少ないことが、刑事事件の弁護に自信を欠き、警察官、検察官の逮捕理由に法的な誤りはないとの先入観で、
警察や検察の捜査に迎合したことは、結果として、警察、検察の捜査を支援したとしか言えない。
このことは、逮捕後2、3日して検察官（徳永）に接見するが、検察官（徳永）の言う何ら意味のない、「公判が持たない」との理由で釈放を拒否されて何ら対抗措置を取っていないことから推測できる。
告訴人のシステム業界では、こうした会話を「論理的でない」と言いますが、**検察官**と癒着した意味のない会話であり、まともな弁護活動とは思えません。

大原法律事務所には弁護士が20人ほどいると聞いていたが、
誰一人として罪刑法定主義での弁護が出来なかったのであります。
全員が弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守していないのであります。

弁護士（村上）及び大原法律事務所は、

刑事事件の弁護経験が少なくなく自信がないのであれば、弁護を降りるか、入管法に明るい他の弁護士事務所や司法書士に援助を依頼すべきであるが、弁護士の任務を安易に考え、弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守して弁護をせず、事なかれのそして弁護士法等に違反し形式的に弁護を行うことで警察、検察の捜査に迎合したものです。

東京拘置所においても、在留資格取消 22 条 4 の 4、不法就労助長罪 73 条の 2、事実の調査権についても村上弁護士に説明しています。

但し、告訴人も逮捕監禁されているので、毎日絶不調ですので詳細に説明できません。何条かについても思い出せません。本則か細則かも思い出せないで、古い六法でよいから差し入れするように依頼しましたが、届いたのは、Web から印刷した細則でした。

保釈されていれば、自分で探しますので悔しい思いをしました。逮捕監禁されるということは、こう言うことなのです。

控訴審においても、7月の打ち合わせ時、体調の悪い中を、法律論を少し話そうとしましたが、「法律論は私が専門です」と行って聞く耳を持ちませんでした。案の定、控訴趣意書には適用法誤りが書かれていませんでした。弁護士の控訴趣意書は貰いましたが、とても体調が悪く読める状態ではありませんでした。

それで、上告趣意書は、死ぬ思いで書きました 170 ページを超えていますので、何度嘔吐したか、覚えていないくらいです。本当に死ぬと思いました。

上告趣意書は途中で何度も村上弁護士にメールで送信しました。そしてメールで、私の趣旨もいれて書くように依頼しました。

村上は上告趣意書出すなどと言って、家内の携帯電話にもかけて来ましたが、死ぬかもとの思いもありましたので、せめて遺作になればと思い、たしか 12 月 5 日が提出期限でしたが 11 月末に最高裁に持って行きました。

もちろん、適用法誤りは審議事項ではないので、憲法違反を随所にいれて、高裁戻しか、原審戻しを図ったのですが、虚しいだけでした。

村上弁護士は、なぜおかしいと思わなかったのでしょうか？
不法就労は、単独ではできません。つまり、雇用する者がいるから不法就労者になるのです。こんなことは小学生でもわかります。

であれば、なぜ雇用者が逮捕されていないのかと疑問を持たなかったのでしょうか？法の下での平等原則くらいは知っていたはずですが

であれば、注意して起訴状をよむと、因果関係が、風が吹けば桶屋が儲かるの論理であることは推測できますが、正確にはわからないのです。

検察官に確認すれば、不法就労の直接の因果関係が、内容虚偽の雇用契約書を提出した者で、正犯はその幫助者から幫助を得たので不法就労罪になっていることに疑問をもち犯罪性を感じたはずですが。

私は、少なくとも、村上弁護士については、未必の故意以上の故意があると思っています。

弁護士である被告訴人らの行為は、犯罪行為を成す警察官、検察官、裁判官らの行為に対して、弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守せず、弁護士としての基本職務を行なわないことは、犯罪をなす警察官、検察官、裁判官を心理的に励まし、大いに実行行為を促進したことは明白であり、幫助罪に該当するものであります。

また、弁護士制度の信頼を失うものであり、司法制度の崩壊にもつながりかねないことから厳しい処分が必要であります。

4. 在留資格取消って手続法ですか？

被告訴人である弁護士は逮捕されて2、3日して検察官（徳永）に面会してきたと月島署に報告に来ます。釈放要求に対して、検事は釈放すると「「公判が持たない」と言う」と言うのです。

何ですか！「公判が持たないという意味は」と詰め寄りますが明確な答えはありません。

罪刑法定主義で「公判が持たない」という意味がよくわかりませんが、被告訴人である弁護士は証拠隠滅とか・・・

でも中国人は逮捕されているのに、証拠隠滅とかあるんですか？

弁護士と議論しても仕方ありませんがずれていることは認識しました。

弁護士（村上）には、入管法の法の論理や手順などを話しました。

聞いているだけでしたが、一つだけ反論してきました。「手続法を言ってもしかたない」と言うのです。言っている意味がよくわかりませんでした。

在留資格付与で事実の調査権などを使って在留資格付与審査をするのは手続法ですか？

法務大臣が裁量で在留資格を付与することは手続法ですか？

外務大臣が裁量で入国査証を付与することは手続法ですか？

在留資格取消の行政処分は手続法ですか？

在留資格付与条件などは法律の規定がなく省令と課長通達と裁量同じですが手続法ですか？

在留資格取消の行政処分は手続法ですか？

告訴人は、司法試験を受験したことがないのでわかりません。

告訴人は、被告訴人は未必の故意以上の故意があると思います。

5. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さえせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幫助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいれば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生在がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。

それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留

資格取消」の幫助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告訴人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。

だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告訴人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いがないとして、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。

弁護人としては異常です。弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一条 被告訴人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 被告訴人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告訴人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。

2 被告訴人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める

(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所(弁護士法人の法律事務所である場合を除く)を共にする場合(以下この法律事務所を「共同事務所」という)において、その共同事務所に所属する弁護士(以下「所属弁護士」という)を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

3. 弁護士 村上元茂及び弁護士の所属する大原法律事務所(麴町)について

弁護士 村上元茂は告訴人の会社（株式会社レフコ）の顧問弁護士である小田切登の紹介です。

大原法律事務所には20人ほどの弁護士がいるようです。

弁護士小田切登は大原法律事務所の所属でNO 2と吉田正一より聞いていました
吉田正一は、株式会社レフコ取締役で、以前日本デジタル研究所（JDL）の常務をしていた際、
弁護士小田切登が顧問弁護士にしていた関係で、
株式会社レフコの株式公開の準備として、弁護士小田切登と契約しました。

告訴人は、大原法律事務所の一員として弁護士 村上元茂と契約しました。

弁護士 村上元茂との弁護契約書は、
弁護士 村上元茂のみの表記と、弁護士 村上元茂及び大原法律事務所の名前が記載された
ものがあります

弁護士小田切登は契約書をかわさない弁護士です。
弁護士小田切登への支払は 「小田切登」口座でした。

弁護士 村上元茂への支払いは「村上元茂」口座だと思います。

弁護士小田切登は東京地裁の公判でのみ、告訴人の事件で弁護人となっていますが、
弁護士小田切登は刑事はやらないが、告訴人の精神的な力になればと言って、
弁護人に名を連ねています。
代表弁護人は弁護士 村上元茂です

告訴人は、大原法律事務所として対応して欲しいと依頼していました。

弁護士（村上）は、時々事務所メンバーの意見を聞いたようなことを言っていました

第4章. 事件の補足説明

1. 事件の経緯

告訴人長野恭博は、平成22年6月14日、11時半頃警視庁世田谷署で入管法違反（資格外活動による
不法就労）幫助の容疑で逮捕された。

調書を取られたあと、午後8時頃月島書に勾留されました。

同日夜、10時頃、弁護士（村上）が接見にやって来た。
被告訴人である弁護士は逮捕状のコピー？と入管法のコピーをもってきて逮捕理由を説明します。第一は、
家宅搜索時に作成した源泉徴収サービスの事実です。
もう一つは、虚偽の雇用契約書を作成した刑法の幫助罪です。

被告訴人である弁護士は源泉徴収サービスの事実は事実ですから認めます。
告訴人は、はい認めますと言いました。
源泉徴収サービスは事実です。しかし違反ではありません。
虚偽の雇用契約書を作成した情況証拠として使うものです。

もう一つの刑法の幫助罪については、

被告訴人である弁護士は、雇用契約書の作成時期と不法就労時期との時間差が、
幫助罪の構成要件に該当しないと論理だっと思いましたが、
告訴人は、不法就労に対する幫助罪は、不法就労助長罪しかないと思っていましたので、
弁護士の言う、時間差による幫助罪の論理はよくわかりませんでした。

告訴人は、虚偽の雇用契約書は、違うという指摘と、虚偽の雇用契約書は事実調査で判明すること、正犯は不法就労で逮捕されたと聞いています。
仮に虚偽だとしても正犯が行政処分されるだけだから何で幫助罪何だと言います。

弁護士は、ただ戦いましょう。と言うので期待しました。

告訴人は弁護士（村上）に、午前中のテレビニュースの撮影について説明し、不法な撮影だとして、こちらのほうも適切な対応を依頼しますが、同じ事務所の小田切弁護士がテレビのニュースを見たとの話を
して、依頼に対する説明はありませんでした。

告訴人は虚偽の雇用契約書作成での入管法の幫助違反はしていないと告げて、不法逮捕なので釈放するように依頼します。被告訴人である弁護士は、「頑張りましょう」と言って、この日はそのまま帰ります。告訴人は、不法逮捕なのですぐに帰れると確信していました。

被告訴人である弁護士は2、3日して検察官（徳永）に面会してきたと月島署に報告に来ます。
釈放要求に対して、検事は釈放すると「「公判が持たない」と言う」と言うのです。

何ですか！「公判が持たないという意味は」と詰め寄りますが明確な答えはありません。
罪刑法定主義で「公判が持たない」という意味がよくわかりませんが、
被告訴人である弁護士は証拠隠滅とか・・・
でも中国人は逮捕されているし、証拠隠滅とかあるんですか？
弁護士と議論しても仕方がありませんがずれていることは認識しました。

弁護士（村上）には、入管法の法の論理を話しましたが、聞いているだけでしたが、
一つだけ反論してきました。「手続法を言ってもしかたない」と言うのです。
言っている意味がよくわかりませんでした。

在留資格取消の行政処分は手続法ですか？

2回目の取調べ（最初の逮捕）の6月23日
検察官から、おかしいじゃないか、あなたは前回、金は一切貰っていないと言ったでしょう、30万円貰っているじゃないか、と言うので、告訴人は「揚げ足を取るのですか」と言って、これを最後に、体から、言葉が出なくなってしまい、この日は、これ以上、言葉を発することが出来ず、無言状態に陥りました。結局、この時は調書の作成はなく、帰されました。

このあと、多分6月30日だと思います。弁護士（村上）が月島書に来て、あす、検事のところに行くように言われました。
告訴人は、話をしようとするが、頭の中がフラフラ浮いていて、気分が悪くなるなどの体調の話をしましたが、行けというので行きますと答えました。

3回目の取調べ（最初の逮捕）7月1日
世田谷署より迎えの車が着て、月島署より1人、車で検察へ行きました。検察官と2時間半くらい、検察官の誘導で会話をしました。

多分、このあと2、3日以内に弁護士（村上）が来ましたので、取り調べの内容は話しをしました。

再逮捕されたあとも、その日に弁護士（村上）は、萩窪書に接見にきました。
家内の接見が禁止されていますので、弁護士（村上）が下着を買ってくると言うので、再逮捕の不安を訴えたのと、なぜ再逮捕になるのか不満を言いました。
また、告訴人は、罪刑法定主義を誰かが、今にも気づいてくれると思いたくて、下着の替えはいらないといいました。

検察。警察の取り調べ内容をメモしておくように法律事務所のレポート用紙をおいていったので逮捕時からさかのぼって書きました。

留置中に、書いたメモを渡して代わりに新しいメモ（レポート用紙）が欲しいというと、これは私（村上）に嫁と言うのかというので、唾然としました。

ノートも大量に記入して郵送するなどしましたが、同じく「読めと言うのか」と言います。

しかし、せっかく記入したメモは公判では提出しません。
検察が、読む時間をくれと言ったようです。
弁護士も読んでないからです。読む時間がもったいないと思ったのでしょう。

それで、接見の際に、口頭で言うのですが、嫌な顔をして、「私の話を聞いてくださいヨ」なので、口頭でいうことも諦めました。

留置所の中では、名前や住所などは互いに教えてはいけないし、メモにすることは禁止ですが、呼称番号を言って、同室の者や運動（実質は喫煙）時間に収容されている者との会話は自由ですので、情報が沢山入って来ます。

弁護士（村上）は接見回数が少ないので、弁護士接見の多い収容者がその弁護士に告訴人のことを相談してくれます。

話を総合すると、弁護士（村上）のスキルが低そうなので、たかだか入管法違反なので、たいした罪ではないし、不法就労の幫助罪として、虚偽の雇用契約書を作成したと言って逮捕されることは聞いたことがない。きっと冤罪だと思う。
しかし、このまま否認すると、馬鹿な検察は必ず起訴に持ち込み、更に半年でも1年でも実刑に持っていくだろうから、ここは一度認めて、釈放されてから、不当逮捕で再審請求をして、正式に争った方が精神的、肉体的にも楽だし、仕事の継続もできるので、すぐにでも虚偽の和解をするように薦めてくれました。

これを、再逮捕後2回めの接見の時、7時半ころ萩窪署に接見に来た弁護士（村上）に言うと、反対して、そんなことは出来ない。そうだとしたら弁護を降りる。
告訴人は、降りて結構です。解任すると言う。
弁護士（村上）は、「奥さんに言う」「奥さんがいいといたら降りる」「奥さんがいいと言うはずはない」と言って、萩窪署中に聞こえるくらい大声で怒鳴り合いましたが、
結局あとで「奥さんが任せると言う」と言うので、弁護士（村上）を解任出来ませんでした。
満期釈放後、告訴人はこのことを根に持っているので、家内を責めるとそんな事実はなかったと言います。

弁護士（村上）には、罪刑法定主義の法の論理をのべますが、
不法就労助長罪や在留資格取消は手続法だと言って相手にしません。
また法の論理は告訴人が専門ですと言って聞かないので、弁護士（村上）への信頼はなくなりました。

起訴された後、収容者から、こんなことをしているとやばいから、法務大臣あてに、嘆願書を書くように言われましたが、前記した虚偽の和解をするために、裁判官、検察官あてに嘆願書を書きました。内容は、罪を認めるので、保釈して下さいの内容です。これを、弁護士（村上）に渡すと、これは罪を認めた内容になっていない。それに起訴されたので、裁判官、検察官が決まるまでは提出先がないと言って却下された。

起訴されたので、接見禁止は解除されたので、家内が下着や居室着などを持ってきてくれたので気分が楽になりました。

また、ルポライターが面会に来て、冤罪に間違いないので、一緒に戦いましょうと言うが、家内らがこれ以上、マスコミで騒がれるのを嫌ったので、結局これらとは関係を絶ちます。東京拘置所に、弁護士（村上）が面会に来ますが、法の論理が、基本的に違いますので、東京拘置所の職員から言われたアドバイスとおおり、保釈請求を毎月提出してもらいます。

告訴人としては、保釈請求だけが、日本人としての唯一の望みです。だれかが罪刑法定主義に気がついてくれる！

地裁はいつも判で押しした結果しかでません。保釈すると罪刑法定主義で戦われるのを極度におそれていることがわかりますので、高裁への特別抗告に望みを託します。

高裁は3人の合議制なので、だれか一人でも罪刑法定主義に気がついて欲しいと願っていたのです。弁護士（村上）には、高裁への特別抗告は、法律論で保釈するように求めて欲しいと伝えていました。しかし、結果は誰一人として罪刑法定主義のわかる裁判官はいませんでした。

冤罪の死刑囚が絶望する気持ちが、本当によくわかります。

通常の裁判は事実関係を争うものです。しかし、この裁判は、罪刑法定主義を争うものです。何故、憲法や法に反する違法な行為、それも職権による権利の濫用をやめさせないのか、気が狂うようでした。

それは、現在でも変わりません。「私は偉いのです」とか「一般論で認める」とか、司法による権利の濫用を止めさせるのは、国際社会の支援が必要なのです。

公判が、始まりますので、レフコの顧問弁護士をしていた、同じ大原法律事務所の年配の弁護士（小野切登）を弁護士に追加します。弁護士（小野切登）は告訴人は刑事はやらないと言うのです。やったことがないが、告訴人が気楽になるのであれば良いですよと言って、公判には2、3回出席してくれますが期待はずれでした。

告訴人は、大原法律事務所（麹町）として取り組んで欲しいのと、弁護士（村上）への牽制が目的でしたが、日本の司法制度の中で被告告訴人である弁護士は何の役にも立っていないことがわかりました。また法律事務所は何人（30人）いても単なる弁護士の貸机団体なんだということもわかりました。

法律事務所に、罪刑法定主義の弁護を頼んでも無理であれば、日本国の国民は北朝鮮の国民以下なのだとわかりました。

公判で、告訴人が弁護士（村上）にこう言ったというと、検察官（中野麻衣）は、弁護士法（注3）違反だと、裁判官に詰め寄る場面もありました。

このあと接見場で、告訴人は「言ってないというからな！」と恫喝されたので、言った言わないの証拠はありません！弁護士接見も可視化すべきです！

以後、言ったいわないの話はしないことにしました。惨めになるだけです。それで、法律論に絞ったのです。

ここに書いているのは、このようなことを書くしか証拠がないからです。しかし、弁護士（村上）の弁護は、罪刑法定主義で弁護をしていません。警察、検察の職権濫用に迎合していますので、幫助になります。

拘置中には、何冊も、事件の事実や告訴人の罪刑法定主義を書いたノートを送りましたが、弁護士（村上）は「告訴人に、これを読めというのか・・・！」です。失望しました。

弁護士（村上）は、警察、検察の供述調書がすべて（他に公判の証人供述）だと言います。失望しました。

一審判決（懲役1年半、罰金100万円実刑）後、被告としてある弁護士は東京地裁の接見場で「告訴人は一審でおいる」「控訴はしておきます」と言って退場します。

告訴人は喜びました。しかし、すぐにゴールドデンウィークに入ります。弁護士を探さなければなりません。家内に手紙を書いたり、知人一人に手紙を書いて、弁護士を探すように依頼します。

東京拘置所で、弁護士を選任したいのでどうすればよいかを聞きますが、「拘置所は弁護士紹介所ではない」と言って却下されます。この件は今でも納得いきません。

そうこうしているように、拘置所から弁護士の委任状を提出するように求められます。焦ります。そうこうするうちに、弁護士（村上）から「小職が控訴審の弁護を引き続き担当します」との手紙が来ます。

そのうち、家内から、「村上先生が弁護を引き続きやります。」との手紙が来ます。収監されている身では、どうにもならないのです、涙がポロポロで止まりませんでした。悔し涙です。

拘置所に面会にくる家内とは、告訴人の心情を理解してくれないことに、いつも喧嘩ばかりでした。外部の人間に支援して貰うことに嫌悪感を持って反対されたので、諦めました。息子も面会に来ましたが、告訴人の心情は理解してくれませんでした。

職権で逮捕、監禁されると言うことは、こういうことなんです。基本的人権はすべて剥奪されるのです。裁判官（岡部豪）らが、告訴人を保釈しないということは、こういう意味があるのです。弁護士選任すら思うようにさせないのです。弁護士（村上）はスキルが低いので裁判官（岡部豪）らには良きパートナーなのです。

東京高裁の裁判官に、引き継ぎが終わると、6月24日保釈されました。状況がどう変わったと言うのでしょうか。証拠隠滅のおそれ、逃亡のおそれが、裁判官や検察官がかわると状況が変わるのでしょうか。まったくアホナ話です。職権濫用もいいところです。しかし、これは裁判官の権限ですから、何も言えません。

告訴人は、平成23年6月24日に保釈されましたが、1年以上の監禁で体調を大きく崩し、平成23年7月上旬に、東京麹町の大原法律事務所での村上弁護士との控訴打ち合わせは、家内に身体補助をしてもらうほど衰弱していましたので、詳細の意見を言えませんでした。法の論理は主張しましたが、しかし法の論理は、非告訴人（村上）が専門だと言い、取り合ってくれませんでしたので、告訴人の趣旨とは違う控訴趣意書になっています。

適用法誤りは控訴審で主張するものですが、告訴人は私の適用法誤りの主張を記載していませんでした。

控訴審の公判は10分ほどで終わりました。

告訴人の主張（罪刑法定主義）は論議されなかったと記憶していますが、弁護士（村上）には期待していませんでしたが、東京高裁の裁判官には、罪刑法定主義で起訴状や一審の裁判記録から、明らかに罪刑法定主義に反する判決であることが明らかになると期待していましたが、判決には落胆しました。

日本の司法制度では、罪刑法定主義はないのかと思いました。

それで、上告趣意書を自分で作成することにしました。

判決後、上告趣意書の提出にあたって、弁護士（村上）は「出すな」といいますが喧嘩別れをして、告訴人は提出したのです。勿論、体調は悪く、時々嘔吐しながらの作成でした。

最高裁には、高裁または地裁へも差し戻しを狙ったのですが、告訴人の主張（罪刑法定主義）は、最高裁の審議事項（憲法違反、判例違反、重大な事実誤認）には該当せず、単なる適用法の誤りです。刑事訴訟法も罪刑法定主義ですから、涙するしかありませんでした。

罪刑法定主義は、一審で主張すべきです。ミスしても控訴審では主張すべきです。

告訴人の主張（罪刑法定主義）に弁護士（村上）は、原審、控訴審の際の議論で、そんなこと、「持論です」で終わりですよ！と言うので話になりませんでした。

2. 控訴審

東京拘置所から6月24日保釈された告訴人は、7月初め、告訴人は告訴人の家内の身体介護を受け被告告訴人である大原法律事務所（麹町）へ行き、弁護士（村上）と控訴審の打ち合わせをするが、体調が優れず打ち合わせらしいことは何もできなかった。唯、告訴人は被告告訴人に法の論理を言うが「法の論理は私が専門です」と言って聞く耳をもたなかった。

7月中旬頃、控訴趣意書が弁護士（村上）よりメールされてくるが、とても熟読する身体的、精神的な余裕はまったく無かったのです。

憲法31条に規定する罪刑法定主義に基づかない不法逮捕であるにもかかわらず、弁護士職務基本規程（注4）の定める、必要な法令の調査を明確に怠り、また弁護士法（注3）の定める憲法31条等の基本的人権を主張して告訴人を擁護せず、被告告訴人である弁護士は告訴人の入管法での適用法誤りを主張するようにとの依頼をも無視して、告訴人を罪刑法定主義で正当に弁護せず、犯罪行為を成す検察官の行為にただただ迎合するだけでした。

訴因（犯罪事実）は入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）であり、不法就労に対する幫助理由ではないとの適用法の誤りであることを、法的に一切主張しなかった。

不法就労に対する幫助理由ではないとの適用法の誤りであることを、控訴趣意書で主張していれば、裁判官は、嘘偽告訴であると断定し、無罪の判決、若しくは原審に差し戻し、罪刑法定主義により検察官に起訴取り下げを命じ、公判は終了していた事は自明の理であります。

9月上旬に公判が行なわれたが、弁護士（村上）は裁判官の質問に答えられない場面もあり、裁判官が告訴人に、説明するように告げて、10分くらいで終了した記憶しかない。

そのあと弁護士会館で、弁護士(村上)より説明を受けたが、体調が悪く殆ど覚えていません。

第5章 告訴人の被害

被告告訴人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告訴及び職権濫用により、告訴人は、懲役1年半、罰金100万円の実刑を受けた。

2010年6月14日に逮捕・監禁され、2011年6月24日に保釈を受け、2012年3月5日に収監され、2013年3月19日に満期出所をしました。

そして、告訴人は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、会社を自己破産させ、そして逮捕、長期の拘留などにより、その結果として株式公開準備会社の破産、特許登録の機会消滅や持ち家の消失、会社の連帯保証債務の弁済などで、すべての信用、財産や収入などを失うことになったのです。

また妻子も同様の苦痛を受けたのです。

また告訴人が代表取締役であった株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり165人以上を超える株主は経済的損失と精神的苦痛を受けたのです。日本社会に与える影響は大きいものであります。また関連して中国人民および中国政府や国際社会に与える影響は甚大であります。

告訴人は、この逮捕、監禁によって、逮捕された年の1月に母親を亡くしましたが、初盆も出来ず、収監により、3回忌も出来ませんでした。

家内は、妹や姪、姪の亭主らより、連帯保証人(妹)として、どうしてくれると恫喝もされていました。告訴人は姪から今でも恫喝されています。は2003年8月ガンでなくなりました。

姪は癌の因果関係は告訴人にあると言います。勿論、葬儀に行くことはありません。

その後も、告訴人は、今も手紙などで姪から嫌がらせを受けています。

家宅捜査の噂は1、2日で取引先などに伝わり、逮捕の報道は友人などにも伝わり、唾をかけられるほどの仕打ちです。これは、告訴人が、清廉潔白を自負し理屈を言っていたしっぺ返しかもしれませんが、**テレビや新聞の報道の怖さを感じます。**

中国人もいなくなりました。告訴人に友好的な中国人は、私の話を聞いて、日本が怖くなったと言って中国に帰って行きました。

家宅捜査後、レフコ社がみずほ銀行と三菱UFJ銀行より借入れし、告訴人の自宅をみずほ銀行に根担保で差し入れ、そして告訴人、家内と妹が連帯保証して、さらに千葉県信用保証協会の保証を受けている借入れ分は、レフコ社を自己破産させても、派遣の仕事だけは継続して新会社に移管させ、収入を確保して代位弁済しようとして、

急ぎ設立した、合同会社未来も、逮捕により、完全に無になりました。

警察官(賀来)は、株式会社レフコを倒産に追いやっているにもかかわらず、合同会社未来の設立を知ると、株式会社レフコは偽装倒産だと言う始末でした。

告訴人は日本国憲法で保証されている、すべての財産権を剥奪されました。

信用、今後の収入もなくし、まだ負債を背負っております。

携帯電話関係の特許2件について特許登録の依頼していましたが、2年以上の特許審査が済、登録が認められましたが、東京拘置所に収監中でしたので、特許事務所も告訴人と連絡が取れず、結局、登録が消滅してしまい、巨額の特許権の販売もなくなりました。

妻子はテレビや新聞の報道により、又、

妻は、容疑者として取調べを受け、精神的な苦痛を受けています。

また経済的には前記した事情により大きな苦痛を受けております。

息子は結婚を延期して、被告人の裁判費用そして、告訴人が連帯保証をし、根抵当を入れていた自宅の任意競売を、借入れ資金で購入しており、多額の負債を抱えております。

株式会社レフコは、当事件を発端として自己破産となり、165人以上の株主も出資金等で経済的損失と株式公開の夢が潰れ精神的苦痛をうけたのです。後述しますが、やっとV字回復のチャンスを得たのですが、残念でなりません。

告訴人は、2013年3月19日に満期出所後、体調が優れませんが、検察官による自発的な再審請求（起訴取り下げ）があり、謝罪の上、財産権の復活をしてくれるのを待っていましたが、犯罪人特有のずるさで、あくまでも逃げ通すつもりですので、国際社会の助言により司法関係者を「虚偽告訴罪」及び「特別公務員職権濫用罪」で告訴せざるを得ません。

この事件の深刻さは、罪刑法定主義違反という、あってはならない犯罪を、この事件に関わるすべての司法関係者が、職権の濫用という、あってはならない形式で、ごく普通に、あたり前のように犯していることです。

ネットを見て、告訴人にメールを送る国際社会の人々は、日本で、起こったこの事件を信じられないと言います。日本は、先進国家で法治国家だと、国際社会の人々は思い込んでいたのです。

日本では、事実誤認による冤罪はよく聞く話ですが、この事件は、事実関係ではなく、犯罪をでっち上げ、ありもしない法律（私法）で逮捕、監禁したのです。

司法関係者による罪刑法定主義を否定する犯罪行為です。憲法99条も無視する、国家のあり方さえ否定した犯罪なのです。

憲法や法律を無視して家宅捜査、逮捕、起訴、裁判をしており、そこにはたくさんの検察官や裁判官が関わっているのに、そして弁護士がついるのに・・・・・・「どうして!」「信じられない!」と言います。

第6章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状
2. 日本国憲法、出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にかかる国会議事録（本会議および委員会等）
（法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決、東京地裁判決、最高裁決定

II. 関係情報

起訴状

（平成22年東地庁外領第6487、6624
平成22年検第17461、17462、29215、29216）

東京地裁判決

平成23年4月26日宣告平成22年特（わ）第1655号

控訴趣意書

平成23年7月27日平成22年特（わ）第1655号

東京高裁判決

平成23年9月22日宣告平成23年（う）第1055号

上告趣意書（告訴人）

2011年11月29日平成23年（あ）第1756号

上告趣意書（弁護人）

平成23年12月6日平成23年（あ）第1756号

最高裁決定

平成24年1月23日平成23年（あ）第1756号

異議申立書（告訴人）

平成24年1月27日平成23年（あ）第1756号

異議申立書（弁護人）

平成24年1月25日平成23年（あ）第1756号

最高裁決定

平成24年2月2日平成24年（す）第38号、第45号

Ⅲ. 添付書類

必要な資料は、上記関係情報より取得してください

〒261-0003

千葉県美浜区高浜6-18-9

長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp

携帯電話 090-4824-7899